

# 岩 手 県 報

第 1 0 5 3 9 号  
平成 18 年 3 月 14 日  
火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

## 目 次

規 則	頁
○加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則……………（管財課）	1
○各地区合同庁舎職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則……………（ 〃 ）	2
○宿泊施設の使用等に関する規則の一部を改正する規則……………（ 〃 ）	2
告 示	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（地域企画室）	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（ 〃 ）	3
○岩手県営屋内温水プールの利用料金の承認……………（資源エネルギー課）	3
○生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定（三田医院ほか）……………（地域福祉課）	4
○生活保護法の規定による介護扶助のための機関の指定……………（ 〃 ）	4
○生活保護法の規定による指定医療機関の廃止（三田内科小児科医院ほか）……………（ 〃 ）	4
○家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく検査の実施……………（畜産課）	5
○家畜が患者となったことを発見したことについての届出……………（ 〃 ）	6

○保安林予定森林……………（森林保全課）	7
○建設業の許可の取消し……………（建設技術振興課）	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市計画課）	8
○岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定の一部改正……………（出納課）	8
北上地方振興局長告示	
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業の廃止……………	8
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更……………	9
○生産事業者の登録の失効……………	9
水沢地方振興局長告示	
○土地改良区役員の就退任（胆沢平野土地改良区）……………	9
千厩地方振興局長告示	
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定……………	9
大船渡地方振興局長告示	
○土地区画整理組合の解散の認可……………	10
釜石地方振興局長告示	
○児童福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………	10
盛岡保健所長告示	
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定……………	10
県議会告示	
○岩手県議会図書室管理規程の一部を改正する告示……………	10

## 規 則

加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

### 岩手県規則第25号

加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則

加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則（平成15年岩手県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 [略] 労働委員会事務局の職員  岩手海区漁業調整委員会事務局の職員 [略]	別表 [略] 労働委員会事務局の職員 収用委員会事務局の職員 岩手海区漁業調整委員会事務局の職員 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

各地区合同庁舎職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第26号

各地区合同庁舎職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則

各地区合同庁舎職員駐車場の管理及び利用に関する規則（平成17年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>各地区合同庁舎職員駐車場の管理及び利用に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県がその事務又は事業の円滑な運営に資する目的で設置する各地区合同庁舎（盛岡地区合同庁舎を除く。以下同じ。）の職員駐車場（以下「職員駐車場」という。）の管理及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員駐車場の利用)</p> <p>第2条 職員駐車場を利用することができる者は、当該職員駐車場に係る地区合同庁舎内で勤務する職員（以下「職員」という。）のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第29条第1項第2号に掲げる職員で同項の通勤手当の支給を受けているもの又は当該通勤手当に相当する手当の支給を受けている職員であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他職員駐車場を管理する地方振興局長（以下「局長」という。）が特に必要と認める者</p> <p>2 [略]</p>	<p>各地区合同庁舎等職員駐車場の管理及び利用に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県がその事務又は事業の円滑な運営に資する目的で設置する各地区合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（盛岡地区合同庁舎を除く。）をいう。以下同じ。）の職員駐車場（以下「職員駐車場」という。）の管理及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員駐車場の利用)</p> <p>第2条 職員駐車場を利用することができる者は、当該職員駐車場に係る地区合同庁舎等内で勤務する職員（以下「職員」という。）のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第29条第1項第2号に掲げる職員で同項の通勤手当の支給を受けているもの又は当該通勤手当に相当する手当の支給を受けている職員であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他職員駐車場を管理する広域振興局又は地方振興局の長（以下「局長」という。）が特に必要と認める者</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

宿泊施設の使用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第27号

宿泊施設の使用等に関する規則の一部を改正する規則

宿泊施設の使用等に関する規則（昭和35年岩手県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立二戸高等看護学院学生寄宿舎</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立社会福祉研修所研修生宿泊施設</td> <td>盛岡市</td> </tr> <tr> <td>岩手県立産業技術短期大学校学生寄宿舎</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第2条、第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県東京事務所宿泊施設</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>岩手県議会議員会館</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	[略]	[略]	岩手県立二戸高等看護学院学生寄宿舎	[略]	岩手県立社会福祉研修所研修生宿泊施設	盛岡市	岩手県立産業技術短期大学校学生寄宿舎	[略]	[略]	[略]	名 称	所在地	岩手県東京事務所宿泊施設	東京都	岩手県議会議員会館	[略]	<p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立二戸高等看護学院学生寄宿舎</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立産業技術短期大学校学生寄宿舎</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第2条、第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県議会議員会館</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	[略]	[略]	岩手県立二戸高等看護学院学生寄宿舎	[略]	岩手県立産業技術短期大学校学生寄宿舎	[略]	[略]	[略]	名 称	所在地	岩手県議会議員会館	[略]
名 称	所在地																																
[略]	[略]																																
岩手県立二戸高等看護学院学生寄宿舎	[略]																																
岩手県立社会福祉研修所研修生宿泊施設	盛岡市																																
岩手県立産業技術短期大学校学生寄宿舎	[略]																																
[略]	[略]																																
名 称	所在地																																
岩手県東京事務所宿泊施設	東京都																																
岩手県議会議員会館	[略]																																
名 称	所在地																																
[略]	[略]																																
岩手県立二戸高等看護学院学生寄宿舎	[略]																																
岩手県立産業技術短期大学校学生寄宿舎	[略]																																
[略]	[略]																																
名 称	所在地																																
岩手県議会議員会館	[略]																																

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**告 示**

岩手県告示第323号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請のあった年月日 平成18年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人清流
  - (2) 代表者の氏名 江刺家兵太郎
  - (3) 主たる事務所の所在地 九戸郡軽米町大字小軽米第12地割3番地1
- 3 定款に記載された目的 この法人は、地域の共同連帯の理念に基づき、多様化・複雑化する傾向にある町民の福祉ニーズに柔軟かつ的確に応えるために、行政や地域住民と協働し地域福

祉に関する事業を展開することにより、町民の福祉の増進を図ることを目的とする。

岩手県告示第324号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請のあった年月日 平成18年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人アイディング
  - (2) 代表者の氏名 藤枝薫
  - (3) 主たる事務所の所在地 盛岡市仙北三丁目21番6号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、地域間の連携を図りながら、地域文化・伝統を基盤に、新しい時代のニーズにあわせて地域づくりを行うための調査・研究・提言・実践を通じて、行政・企業・地域住民と共に地域資源の掘り起こしや地域活性化に取り組み、地域の振興に寄与することを目的とします。

岩手県告示第325号

屋内温水プール条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第81号）附則第2項の規定により、岩手県営屋内温水プールの利用料金を次のとおり承認した。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 個人使用の場合にあっては、表1に掲げる額
- 2 貸切使用の場合にあっては、表2に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表3に掲げる額を加算した額）

表1 個人使用の場合の利用料金

区 分		高等学校生徒及び学生	一 般
50メートルプール及びファミリープール	普通利用料金（1回につき）	円 300	円 400
	夜間利用料金（17時以後の使用1回につき）	130	170
	回数利用料金（5回につき）	1,200	1,600
	団体利用料金（10人以上の団体の場合1人1回につき）	240	320
トレーニングルーム	普通利用料金（1回につき）	110	150
	夜間利用料金（17時以後の使用1回につき）	50	60
	回数利用料金（5回につき）	440	600
	団体利用料金（10人以上の団体の場合1人1回につき）	90	120

備考 幼児、小学校児童及び中学校生徒に係る利用料金は、無料とする。

表2 貸切使用の場合の利用料金

区 分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
貸切使用の利用料金（1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 6,850	円 13,700
	その他の日	5,710	11,420
区分使用の利用料金（1区分につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	3,420	6,850
	その他の日	2,850	5,710

備考1 「料金を徴収する場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31までの日並びに1月2日及び3日をいう。

表3 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金	
		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
放送設備	1式1時間までごとに	円 110	円 250
電光表示板	1式1時間までごとに	130	260

岩手県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
三田医院	盛岡市厨川一丁目19番5号	平成18年2月1日

高橋歯科医院	盛岡市大通一丁目2番1号産業会館別棟2階	平成18年3月1日
そよ風薬局盛岡店	盛岡市東黒石野三丁目1番12号	平成18年3月1日
そよ風薬局松園店	盛岡市西松園三丁目20番12号	平成18年3月1日
りんご薬局	奥州市江刺区八日町一丁目1番34号	平成18年3月1日

岩手県告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

認知症対応型共同生活介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社ヘルパーはうす	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	グループホームまぶる	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	平成18年3月1日

岩手県告示第328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が病院（診療所、薬局）を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
---------	-------	-------

三田内科小児科医院	盛岡市厨川一丁目19番5号	平成18年1月31日
産業会館 高橋歯科医院	盛岡市大通一丁目2番1号産業会館別棟2階	平成18年2月28日
そよ風薬局盛岡店	盛岡市東黒石野三丁目1番12号	平成18年2月28日
そよ風薬局松園店	盛岡市西松園三丁目20番12号	平成18年2月28日

## 岩手県告示第329号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生を予防するため、次のとおり検査を実施する。

平成18年3月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 実施の目的 プルセラ病の発生予防  
 (2) 実施する区域 次に掲げる区域とする。  
 ア 全市町村  
 イ 盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、宮古市、岩泉町、川井村、花巻市、奥州市、一関市、平泉町、住田町、久慈市、普代村及び九戸村  
 (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 ア 家畜の種類 牛  
 イ 家畜の範囲  
 (ア) (2)アに掲げる区域にあつては、同区域内で飼育する牛でプルセラ病の発生を予防するため家畜保健衛生所長がプルセラ病の検査をする必要があると認めた牛  
 (イ) (2)イに掲げる区域にあつては、同区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後90日未満のものを除く。)  
 (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所  
 (5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号)第9条の規定による方法  
 (6) 手数料 検査の際1頭につき420円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 2(1) 実施の目的 結核病の発生予防  
 (2) 実施する区域 次に掲げる区域とする。  
 ア 全市町村  
 イ 盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、宮古市、岩泉町、川井村、花巻市、奥州市、一関市、平泉町、住田町、久慈市、普代村及び九戸村  
 (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 ア 家畜の種類 牛  
 イ 家畜の範囲  
 (ア) (2)アに掲げる区域にあつては、同区域内で飼育する牛で結核病の発生を予防するため家畜保健衛生所長が結核病の検査をする必要があると認めた牛  
 (イ) (2)イに掲げる区域にあつては、同区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後90日未満のものを除く。)  
 (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所  
 (5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法  
 (6) 手数料 検査の際1頭につき420円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 3(1) 実施の目的 ヨーネ病の発生予防  
 (2) 実施する区域 次に掲げる区域とする。  
 ア 全市町村

- イ 盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、宮古市、岩泉町、川井村、花巻市、奥州市、一関市、平泉町、住田町、久慈市、普代村及び九戸村  
 (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 ア 家畜の種類 牛  
 イ 家畜の範囲  
 (ア) (2)アに掲げる区域にあつては、同区域内で飼育する牛でヨーネ病の発生を予防するため家畜保健衛生所長がヨーネ病の検査をする必要があると認めた牛  
 (イ) (2)イに掲げる区域にあつては、同区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後1年未満のもの及びヨーネ病の発生があった農場で飼育し家畜伝染病予防法第51条の規定に基づき検査するものを除く。)  
 (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所  
 (5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法  
 (6) 手数料 検査の際1頭につき420円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 4(1) 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防  
 (2) 実施する区域 全市町村  
 (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 ア 家畜の種類 馬  
 イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する馬(生後180日未満のものを除く。)  
 (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所  
 (5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法  
 (6) 手数料 検査の際1頭につき1,200円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 5(1) 実施の目的 腐蝕病の発生予防  
 (2) 実施する区域 全市町村  
 (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 ア 家畜の種類 みつばち  
 イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育するほう群  
 (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から同年12月28日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所  
 (5) 検査の方法 臨床検査及び細菌検査  
 (6) 手数料 検査の際1ほう群につき70円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 6(1) 実施の目的 豚オーエスキー病の発生予防  
 (2) 実施する区域 全市町村  
 (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 ア 家畜の種類 豚  
 イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する豚で豚オーエスキー病の発生を予防するため家畜保健衛生所長が豚オーエスキー病の検査をする必要があると認めた豚  
 (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日

及び場所

- (5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査
- (6) 手数料 検査の際1頭につき530円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 7(1) 実施の目的 伝達性海綿状脳症の発生予防
- (2) 実施する区域 全市町村
- (3) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
  - ア 家畜の死体の種類 牛の死体
  - イ 家畜の死体の範囲 (2)の区域内で生じた牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項による届出の対象となる牛の死体（同法第6条第2項ただし書に該当する場合を除く。）
- (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- (5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法



岩手県告示第330号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生を予察するため、次のとおり検査を実施する。

平成18年3月14日

岩手県知事 増田 寛也

- 1(1) 実施の目的 豚流行性脳炎の発生予察
- (2) 実施する区域 全市町村
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 家畜の種類 豚
  - イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する豚で豚流行性脳炎の発生を予察するため家畜保健衛生所長が豚流行性脳炎の検査をする必要があると認めた豚
- (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- (5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査
- 2(1) 実施の目的 ブルータンクの発生予察
- (2) 実施する区域 全市町村
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 家畜の種類 牛
  - イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する牛でブルータンクの発生を予察するため家畜保健衛生所長がブルータンクの検査をする必要があると認めた牛
- (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- (5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査
- 3(1) 実施の目的 アカバネ病の発生予察
- (2) 実施する区域 全市町村
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 家畜の種類 牛
  - イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する牛でアカバネ病の発生を予察するため家畜保健衛生所長がアカバネ病の検査をする必要があると認めた牛
- (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月

31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

- (5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査
- 4(1) 実施の目的 チュウザン病の発生予察
- (2) 実施する区域 全市町村
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 家畜の種類 牛
  - イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する牛でチュウザン病の発生を予察するため家畜保健衛生所長がチュウザン病の検査をする必要があると認めた牛
- (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- (5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査
- 5(1) 実施の目的 アイノウイルス感染症の発生予察
- (2) 実施する区域 全市町村
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 家畜の種類 牛
  - イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する牛でアイノウイルス感染症の発生を予察するため家畜保健衛生所長がアイノウイルス感染症の検査をする必要があると認めた牛
- (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- (5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査
- 6(1) 実施の目的 イバラキ病の発生予察
- (2) 実施する区域 全市町村
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 家畜の種類 牛
  - イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する牛でイバラキ病の発生を予察するため家畜保健衛生所長がイバラキ病の検査をする必要があると認めた牛
- (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- (5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査
- 7(1) 実施の目的 牛流行熱の発生予察
- (2) 実施する区域 全市町村
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - ア 家畜の種類 牛
  - イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する牛で牛流行熱の発生を予察するため家畜保健衛生所長が牛流行熱の検査をする必要があると認めた牛
- (4) 実施の期日及び場所 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- (5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査



岩手県告示第331号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成18年3月14日

岩手県知事 増田 寛也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	奥州市江刺区藤里字前村51-イ	平成18年2月27日

岩手県告示第332号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成18年3月14日

岩手県知事 増田 寛也

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
大船渡市三陸町吉浜字横石92(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
陸前高田市矢作町字的場97の73
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び関係市役所に備えて置いて縦覧に供する。

岩手県告示第333号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成18年3月14日

岩手県知事 増田 寛也

- 1(1) 処分をした年月日 平成18年2月17日
- (2) 処分を受けた者  
ア 商号又は名称 村上工務店  
イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市広田町字袖野乙217  
ウ 代表者の氏名 村上實  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第1027号
- (3) 処分の内容 土工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事

- 業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成17年2月14日付けで土工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
  - 2(1) 処分をした年月日 平成18年2月20日
  - (2) 処分を受けた者  
ア 商号又は名称 後藤土建  
イ 主たる営業所の所在地 江刺市玉里字大森前78番地  
ウ 代表者の氏名 後藤端  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第2142号
  - (3) 処分の内容 土工事業及びとび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成18年2月16日付けで土工事業及びとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
  - 3(1) 処分をした年月日 平成18年2月8日
  - (2) 処分を受けた者  
ア 商号又は名称 川口工務店  
イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市小友町字茂里花54番地3  
ウ 代表者の氏名 佐藤忠男  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第5955号
  - (3) 処分の内容 大土工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成18年1月31日付けで大土工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
  - 4(1) 処分をした年月日 平成18年2月24日
  - (2) 処分を受けた者  
ア 商号又は名称 丸正建設株式会社  
イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字南沖12番地5  
ウ 代表者の氏名 阿部正人  
エ 許可番号 岩手県知事許可(特-16)第7494号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成18年2月24日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
  - 5(1) 処分をした年月日 平成18年1月30日
  - (2) 処分を受けた者  
ア 商号又は名称 有限会社堀一ソイル工業  
イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字山屋第4地割79番地  
ウ 代表者の氏名 細川尚文  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第9106号
  - (3) 処分の内容 とび・土工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成18年1月16日付けでとび・土工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 6(1) 処分をした年月日 平成18年2月20日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 オペレーターサービス
  - イ 主たる営業所の所在地 水沢市姉体町字宿8番地の7
  - ウ 代表者の氏名 佐藤一典
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第9377号
- (3) 処分の内容 とび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年2月16日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成18年1月23日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 株式会社サンコーポレーション
  - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字上館15地割130番地1
  - ウ 代表者の氏名 日向義久
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第10050号
- (3) 処分の内容 石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年1月23日付けで石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成18年2月6日
- (2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 御堂重機株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字沼宮内第22地割37番地8
- ウ 代表者の氏名 早坂嘉幸
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第20023号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成18年2月3日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

岩手県告示第334号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成18年3月14日

岩手県知事 増田 寛也

- 1 施行者の名称 金ヶ崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成12年岩手県告示第913号金ヶ崎都市計画道路事業3・5・8号大平前野線、3・4・4号中江甫鶴ヶ丘線、3・5・6号町裏辻岡線及び3・3・2号花沢縦街道線
- 3 事業地
  - (1) 取用の部分 平成12年岩手県告示第913号の事業地に西根下谷地を加え、西根大谷地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成12年12月19日から平成24年3月31日まで

岩手県告示第335号

岩手県収入証紙を売りさばく市町村及び売りさばき人の指定(昭和48年岩手県告示第735号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。  
平成18年3月14日

岩手県知事 増田 寛也

改正前	改正後
<p>2 売りさばき人</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>社団法人岩手県自家用自動車協会(平成13年4月1日指定)</p> <p>財団法人岩手県スポーツ振興事業団(平成14年4月1日指定)</p> <p>重茂漁業協同組合(平成15年1月28日指定)</p> <p>[略]</p> </div>	<p>2 売りさばき人</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>社団法人岩手県自家用自動車協会(平成13年4月1日指定)</p> <p>重茂漁業協同組合(平成15年1月28日指定)</p> <p>[略]</p> </div>

備考 改正部分は、下線の部分である。

北上地方振興局長告示

北上地方振興局長告示第7号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。  
平成18年3月14日

北上地方振興局長 菊池 秀一

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600686	通所介護事業所南の家	北上市大曲町5番13号	平成18年3月1日

北上地方振興局長告示第8号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成18年3月14日

北上地方振興局長 菊池 秀一

福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370600538	ダスキンヘルスレント北上ステーション	ヘルスレント北上ステーション	北上市有田町9番51号	平成18年3月1日

北上地方振興局長告示第9号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成18年3月14日

北上地方振興局長 菊池 秀一

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地	生産事業の廃止年月日
		種 穂		苗 木			
		採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成		
岩手北24	柿崎一志 北上市和賀町横川目 31地割301番地4			○	○	柿崎一志 北上市和賀町横川目	平成18年2月24日

**水沢地方振興局長告示**

水沢地方振興局長告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、胆沢平野土地改良区（奥州市）から役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成18年3月14日

水沢地方振興局長 川邊 賢治

1 就任

(1) 理事

佐藤 清喜 奥州市前沢区白山字合野27番地

(2) 監事

小野寺 祐司 奥州市胆沢区小山字北柴山31番地  
及川 新太郎 // 水沢区佐倉河字道下76番地  
笠原 留治 // 前沢区古城字川原前52番地4

2 退任

(1) 理事

佐々木 壽夫 奥州市前沢区白山字八幡51番地

(2) 監事

小野寺 祐司 奥州市胆沢区小山字北柴山31番地  
及川 新太郎 // 水沢区佐倉河字道下76番地  
笠原 留治 // 前沢区古城字川原前52番地4

**千厩地方振興局長告示**

千厩地方振興局長告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年3月14日

千厩地方振興局長 沖 正 博

訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
-------	--------	---------	--------	-------

0370900722	孝養ハイツホームヘルパーステーション	一関市室根町折壁字八幡沖119番地	社会福祉法人室根孝養会	平成18年3月1日
------------	--------------------	-------------------	-------------	-----------

**大船渡地方振興局長告示**

大船渡地方振興局長告示第4号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、陸前高田市愛宕下土地区画整理組合の解散を認可した。  
平成18年3月14日

大船渡地方振興局長 廣 田 淳

**釜石地方振興局長告示**

釜石地方振興局長告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
平成18年3月14日

釜石地方振興局長 佐 々 木 茂

児童短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
03000300132138	指定知的障害者更生施設（通所） わらび学園	上閉伊郡大槌町小槌第15地割43番地2	社会福祉法人わらび会	平成18年2月21日
03000300133136	指定知的障害者更生施設（通所） わらび学園鶴住居分園	釜石市鶴住居町第24地割38番地4	社会福祉法人わらび会	平成18年2月21日

**盛岡保健所長告示**

盛岡保健所長告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成18年3月14日

盛岡保健所長 鈴 木 俊 彦

通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又は開設者の氏名	指定年月日
0370102337	医療法人千藤了会通所リハビリテーション	盛岡市大館町26番3号	医療法人千藤了会	平成18年3月3日

**県 議 会 告 示**

岩手県議会告示第1号

岩手県議会図書室管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成18年3月14日

岩手県議会議長 伊 藤 勢 至

岩手県議会図書室管理規程の一部を改正する告示

岩手県議会図書室管理規程（昭和40年岩手県議会告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（閲覧） 第3条 図書等を閲覧しようとする者は、<u>閲覧票（様式第1号）に所要の事項を記入し、係員に提出して、図書室において閲覧しなければならない。</u></p>	<p>（閲覧） 第3条 図書等を閲覧しようとする者は、<u>その旨を係員に申し出て、図書室において閲覧しなければならない。</u></p>

(登録)

第4条 図書等の貸出しを受けようとする者は、議会図書室貸出登録申込書(様式第2号)を係員に提出して登録を受けなければならない。

2 図書室は、前項の登録を受けた者(以下「登録者」という。)に利用者カード(様式第3号)を交付するものとする。

3・4 [略]

(貸出し)

第5条 登録者は、図書等の貸出しを受けようとするときは、利用者カードを係員に提示し、又は貸出票(様式第4号)に所要の事項を記入し、係員に提出しなければならない。

(貸出冊数及び貸出期間)

第6条 図書等の貸出冊数は1人1回につき2冊以内とし、貸出期間は7日以内とする。ただし、次に掲げるものの貸出期間は、2日以内とする。

(1) 法規類

(2) 辞典、人名録及び年鑑類

(3) 発行後1月以内の雑誌類

2 [略]

(図書目録)

第14条 図書目録は、毎年1回作成し、議員に配布しなければならない。

(補則)

第15条 [略]

様式第1号(第3条関係)

閱 覧 票	議員、事務局職員	所 属	氏 名
年 月 日	県庁職員、その他		
○	図 書 名	図 書 名	
	( 年版)	( 年版)	
○	( 年版)	( 年版)	

図書は、閲覧室から持ち出してはいけません。

備考 用紙の大きさは、縦7.1センチメートル、横18.4センチメートルとしてください。

様式第2号(第4条関係)

[略]

氏 名	
所 属	
[略]	

[略]

様式第3号(第4条、第5条関係)

[略]

様式第4号(第5条関係)

[略]

(登録)

第4条 図書等の貸出しを受けようとする者は、議会図書室貸出登録申込書(様式第1号)を係員に提出して登録を受けなければならない。

2 図書室は、前項の登録を受けた者(以下「登録者」という。)に利用者カード(様式第2号)を交付するものとする。

3・4 [略]

(貸出し)

第5条 登録者は、図書等の貸出しを受けようとするときは、利用者カードを係員に提示し、又は貸出票(様式第3号)に所要の事項を記入し、係員に提出しなければならない。

(貸出冊数及び貸出期間)

第6条 図書等の貸出冊数は1人1回につき2冊以内とする。ただし、必要があると認めるときは、この限りでない。

2 貸出期間は7日以内とする。ただし、次に掲げるものの貸出期間は、2日以内とする。

(1) 法規類

(2) 辞典、人名録及び年鑑類

(3) 発行後1月以内の雑誌類

3 [略]

(補則)

第14条 [略]

様式第1号(第4条関係)

[略]

(フリガナ)	
氏 名	
職員番号	
所 属	
[略]	

[略]

様式第2号(第4条、第5条関係)

[略]

様式第3号(第5条関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

**正 誤**

平成16年3月31日付け岩手県報号外の5の3頁

誤		正	
岩手県工業技術集積支援センター	地場産業育成部長	岩手県工業技術集積支援センター	地場産業育成部長
	に、		に、
		岩手県福岡事務所	次長
			を
		岩手県福岡事務所	次長
		総務事務センター	所長
			に、

平成17年3月31日付け岩手県報号外の4

頁	誤		正	
4	岩手県福岡事務所	次長	岩手県福岡事務所	次長
			総務事務センター	所長
5	総務部に属する出先機関	岩手県東京事務所 岩手県大阪事務所 岩手県北海道事務所 岩手県名古屋事務所 岩手県福岡事務所 岩手県消防学校	総務行政部長 次長(次長が欠けたときは、主査(庶務を担当するもの)) 次長(次長が欠けたときは、主査) 次長(次長が欠けたときは、主査) 次長 教頭	総務部に属する出先機関 岩手県東京事務所 岩手県大阪事務所 岩手県北海道事務所 岩手県名古屋事務所 岩手県福岡事務所 岩手県消防学校 出納局に属する出先機関
			総務行政部長 次長(次長が欠けたときは、主査(庶務を担当するもの)) 次長(次長が欠けたときは、主査) 次長(次長が欠けたときは、主査) 次長 教頭	総務行政部長 次長(次長が欠けたときは、主査(庶務を担当するもの)) 次長(次長が欠けたときは、主査) 次長(次長が欠けたときは、主査) 次長 教頭 総務事務センター 所長

平成18年2月7日付け岩手県報第10529号の8頁

誤	正
第5号	第3号の2

岩手県報 第10539号  
平成18年3月14日 印刷  
平成18年3月14日 発行  
発行人 岩手県

発行日 毎週火・金曜日(これらの日が休日に当たるときは、その翌日)  
購読料 1箇月 3,400円(送料共)

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信  
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社